

動物研究施設における 災害対策マニュアル

明治薬科大学 動物研究施設

制定 平成 31 年 1 月 15 日

この動物研究施設災害対策マニュアルは、動物研究施設が、地震・風水害・火災等が発生した場合に備えて、事前の緊急時の対策をまとめたものである。災害が発生した場合は、迅速かつ的確な判断と臨機応変の対応が求められる。

1. 指針

動物研究施設にて災害が発生した場合は以下の事に留意すること。

- 人命の最優先と安全の確保
- 地域環境・住民への配慮（感染防止・動物の逃亡防止・化学物質の流出の防止や地域住民への説明の義務等）
- 動物福祉への配慮
飼育あるいは実験の継続が困難と判断された場合、動物の存在が人及び他の動物に有害であると判断された場合、動物に著しい苦痛がおよぶと予測される場合は、「明治薬科大学動物実験規程」に則り、動物に安楽死処置を行う。
- 飼育数の調整、継続飼育の検討
災害後、継続飼育が可能な場合でも、これから起こり得る、二次災害や飼育機材の調達、動物のライフライン確保などを考慮し飼育数などの検討を行う。
- 迅速な報告と連絡
内部及び、外部機関や地域住民、各機関への被害状況の報告の義務を果たすこと。

2. 初期対応

- 人命の安全の確保：被災者自身の身の安全の確保を最優先に行う。
- 初期火災が発生した場合：可能な場合は初期消火とともに緊急連絡体制に従い連絡をする。（危険を感じる場合には無理な消火活動をせずに直ちに避難する。）
- 実験中の動物：動物が飼育室の外に逃亡しないよう、万全を期すこと。（動物をケージ内に入れ必ず蓋をし、床又は安定する場所に置く。）
- 遺伝子改変動物の逃亡防止策の確認：ネズミ返しや飼育室のドアが閉まる状態にあるか確認
- 使用中の機器への対応：運転を安全に停止し電源を切る。（オートクレーブ、洗浄機など、可能な限り元栓を閉める。）
- 使用中の薬品等：蓋を閉め、落下・転倒しない様、床又は安定する場所に置く
- 電気・ガス・水道・蒸気等：直ちに使用を停止し、元栓を閉める。
- 飼育室からの脱出：施設内の人に声をかけ、動物の逃亡が無い様、扉を閉める。（脱出や人命に関わる場合は、状況に応じて対応をする。）
- 災害発生の通報：「緊急連絡体制」（巻末）に従い、動物研究施設長・動物研究施設運営委員長に連絡し状況の報告確認を行う。
- 施設利用者の確認：施設に残っている利用者や飼養者の確認を行う。（入退館記録

等の確認。)

- 施設からの脱出：最寄りの非常口より脱出する。(エレベーターは使用しない。)

3. 災害発生から復旧に向けての対応

- 安否の確認及び対策の協議

大学教職員は連絡網に従い安否を確認、飼養者は職員間で確認し、動物研究施設長に連絡をする。

出勤可能な動物研究施設長及び、関連教職員、飼養者は連絡をとり、状況の把握と対策の協議を行う。

- 動物研究施設長の指示の下、状況の確認を行い、随時報告をすること

1 施設全体の被害状況

- ・施設に入室可能かの判断を行い、可能であれば、入室ルートを確認し、以下の確認を行う。

2 動物逃亡の有無

- ・ネズミ返しの機能を確認し、機能していない場合は代わりになる物を設置してから扉を開け、動物の飛び出しに備える。
- ・逃亡があった場合は、捕獲しケージに入れ、逃亡先動物の実験者が分かれば確認、不明の場合は同室内実験者に確認し、報告をする。
- ・さらなる逃亡の可能性が無いかを確認し、必要であれば対策を講じる。

3 遺伝子改変動物の確認（2の動物逃亡の有無とは別に行う。）

- ・実験者は自身の遺伝子改変動物の生存・逃亡等を全て確認し、報告をする。

4 動物のライフラインの確保

- ・自動装置による給餌・給水・洗浄の状態を確認し、可能な限り生存できる状態にする。
- ・動物の生存や衛生状態に関わる装置の即時復旧が困難かつ、代替えの処置が取れない場合は、実験者及び動物研究施設長に報告し、対応を協議する。

5 電気・ガス・水道・蒸気・空調・飼育管理機器類の点検

- ・地域、大学施設全体の被害状況も踏まえ、復旧可能かの確認を行う。
- ・空調、ケージワッシャー、オートクレーブ等機器の動作確認及び復旧を行う。

6 実験動物屍体保管用フリーザーの確認及び確保

7 飼育物品・飼料等在庫の確認

- ・使用可能な機器類、物品の確認と用意をする。
- ・飼育状況が安定するまでの飼料、床敷き等の在庫確認と確保が可能な確認をする。また、代替えも考慮し、困難が予想される場合は、動物研究施設長と協議する。

8 最終的な飼養状況の判断

- ・動物に対する環境の保持及び給餌・給水、飼育管理関連機器などの被害状況を踏まえた上、動物研究施設長及び動物研究施設運営委員長、実験者、飼養者は、適切な飼養状況を保つよう最善を尽くすこと。
 - ・動物研究施設長及び実験者は、被害状況、動物に与える影響、外部に与える影響等を考慮し、最終的に継続飼育が可能な範囲を判断する。
- 9 学内への状況の報告と復旧に向けての協力依頼（実験者へ飼育数の検討など）
 - 10 公私立大学動物実験施設協議会や文部科学省等必要機関への状況の報告
 - 11 マスコミや一般市民からの問い合わせ等があった場合の対応
 - ・動物研究施設運営委員会及び学内にて協議し対応を決定する。
 - ・公私立大学動物実験施設協議会や文部科学省に相談及び報告を行う。

【事前の確認・注意事項】

- 災害時の避難経路を確認し、常に避難経路を確保しておくこと。
- 機器の緊急時の停止動作や復旧方法などを確認しておくこと。
- 高い場所に物を置かない、機器の固定など、落下・転倒などに備えること。
- 飲水・餌など最低限確保できるよう対策を講じておくこと。（給水瓶や備蓄飼料など）
- ラックの転倒やケージの落下などが起きないように、設置場所に留意すること。
- 施設利用者の確認の為、入退館記録への記載を徹底すること。

《マウスの繁殖及び遺伝子改変動物の飼育について》

実験者は、日頃より遺伝子改変動物等、飼育匹数を把握し、実験者以外でも確認が行えるよう、ラベルへの正確な記載はもちろん、飼育匹数の状況を常に把握しておくこと。

以上